

# 事業者（大阪IR株式会社）欠席の「環境アセス準備書・説明会」は環境影響評価 条例違反！

第1回「説明会」は無効！認められない！  
大阪IR株式会社は「説明会」に出席せよ！



11月11日(土)、「説明会」に参加した市民から、「説明会は、事業者である大阪IR株式会社が開催するもの。あなた方にはその資格がない」と抗議の声が上がる。MGM・オリックス・コンサルタント会社の社員と警備員は、これを無視し騒然とする中で一方的な「説明」が開始された。

## ●事業者(大阪IR株式会社)不在の「説明会」

- ▶2023年11月11日(土)、大阪IR株式会社が主催する第1回「環境影響評価準備書説明会」が開催されました。この「説明会」は「大阪市環境影響評価条例」に基づき開催されるもので、事業者は夢洲IR・カジノ工事を進めるうえで、「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことが出来る良好な都市環境の確保に資する」ことを目的として、開催日時など予め広く周知し開催しなければなりません。しかし大阪府民や周辺住民にしっかりと知らせないまま開催されたため、参加者は極めて少ないものでした。
- ▶冒頭、司会者から「事務局は録音・映像記録を行うが、参加者には撮影・録音等を禁止する」と高圧的な態度で注意事項が宣告され、報道関係者は誰一人いないという秘密主義が徹底されました。参加者からは抗議の声があがり、さらに [裏面に続く]

## 『大阪市環境影響評価条例』

### 第2条(定義)3

この条例において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又は委託しようとする者)をいう。

### 第16条(説明会の開催等)

事業者は、市規則で定めるところにより、前条第1項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>

〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2号カサビアンカ関目103

電話：090-8536-3170 メール：stop-casino@vosakaf.net

「あなたはIR株式会社の方ですか」という質問に、「IR株式会社の者は来ていません」と回答があり会場は騒然となりました。14人の出席者は、委託を受けたとする「MGMリゾート」「オリックス」「中央復建コンサルタント」関係者だけで、**主催事業者である「大阪IR株式会社」の人間は誰一人いなかったのです。**

▶「事業者のいない説明会は開催できない」と質すと、MGM関係者が「大阪市担当者に了解をもらっている」と答えましたが、「どこの部署か」と問うと一切答えない。抗議がおこなわれる中で警備員を動員し、怒号の中で一方的な「説明」が強行されました。

## ●『大阪市環境影響評価条例』違反の「説明会」は無効！

▶『大阪市環境影響評価条例』第2条(定義)3項は、「事業者」について「対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又は委託をしようとする者)をいう」と定めています。「事業者」には「委託する者」は含むと明記する一方で「委託される者(受託者)」は含んでいません。条例は明らかに「事業者の責任」と「受託者の責任」は峻別して、前者に準備書の作成や説明会の開催を義務付けています。主体的に事業を行う者が「事業者」です。ここには、**事業を委託された会社(MGMリゾートやオリックス)は含まれません。**「委託をし、委託をしようとする者」とは、委託を「受ける者」ではなく「(受注業者や下請け企業に)委託する者」なので、「大阪IR株式会社」だけがここでいう「事業者」と解されます。

▶したがって大阪IR株式会社関係者は1人もおらず、「委託を受けた」と主張するMGMリゾート、オリックス、中央復建コンサルタンツ株式会社のみで行った「説明会」は、『大阪市環境影響評価条例第16条』に違反しているのです。事業者が「説明会」を「開催」することを義務付けられているのは、事業者自身が会場からの質問を受けたり回答したりすることを含めて周辺住民に十分な事業内容の把握や意見表明の機会を保障する趣旨を含んでいるのです。

## ●実態不明の大阪IR株式会社

▶大阪IR株式会社のホームページ( <https://osaka-ir.co.jp/#CompanyProfile>)を確認しても、「代表取締役:エドワード・パウワーズ、高橋 豊典」「所在地:大阪市北区中之島3-3-23」「四半期報告書」などわずかな情報しか記載されていません。**電話もメールアドレスもありません。**以前、所在地である「ダイビル」に行った際にも社名の入った看板さえありませんでした。また唯一確認できる連絡先とする東京局番(03-4520-0599)に電話すると、これもまた委託を受けた会社につながるだけで、**大阪IR株式会社には一切連絡もできない状況**が続いています。

▶大阪府市は、なぜこのような**社会的信用さえ確立できない大阪IR株式会社と夢洲IR・カジノ誘致の本契約にあたる「実施協定」を締結**したのでしょうか。実体のないペーパー会社同然の会社と府市が「実施協定」を締結し、住民に重大な影響を及ぼす**事業を営む地位を与えることには重大な問題**があります。企業経営の実態を把握できず、その企業の責任の所在が不明朗であり、万が一の場合に賠償義務が履行されるか否かも不透明といえます。

▶事業者である大阪IR株式会社が説明会を「開催」することを義務付けられているのは、代理の者が説明すれば足りるという趣旨ではなく、事業者が会場からの質問を受けたり回答したりすることを含めて周辺住民に十分な事業内容の把握や意見表明の機会を保障するという趣旨に基づいています。したがって、「委託を受けた受注業者が代理して説明する」というのは条例違反です。

大阪市に抗議するとともに、条例に基づき事業者である大阪IR株式会社の出席のもとで「説明会」を開催することを求めましょう。

◆11月13日(月)、大阪市長・横山英幸氏と大阪市環境局に対して『抗議書』並びに条例違反の「説明会」は無効であることを申し入れました。

◆11月16日(木) 第3回「説明会」に参加し、「大阪IR株式会社」の出席を求めましょう。

- ・時間：19:00～20:30(開場・受付開始 18:30)
- ・場所：ポートタウン西ビル2F 大会議室(大阪市住之江区南港中3丁目2-77)
- ・定員：100名(事前申し込み不要・先着順)